

民法基礎 3 令和 2 年 (問題 1)

第 1 設問 1 について

- 1 C の B に対する債権 α の支払請求は認められるか。
- 2 譲渡人 A が債権譲渡をした旨を債務者 B に通知しており、債務者に対する対抗要件が具備されている (民法 467 条 1 項、以下「民法」は省略)。
- 3 A は本件特約に反して C に債権 α を譲渡したが、このような債権譲渡も有効である (466 条 2 項)。

もっとも、このような場合でも、譲受人 C が本件特約を知っていたか、重大な過失によって知らなかったときは、B は債権 α の支払請求を拒むことができる (466 条 3 項)。

譲受人 C は本件特約が付されることを知らなかった。また、C は AB 間の取引約定書の内容を確認していなかったという過失があったが、当事者間ではない AB 間の取引書類を確認することは手間がかかることであり、それを怠ったからといって重過失があったとはいえない。

したがって、B は債権 α の支払請求を拒むことができない。

- 4 A は D と C に債権 α を二重譲渡し、その債権譲渡に関する通知が同時に B に到達したところ、D と C の優劣関係が問題となる。

467 条 2 項の趣旨は、債務者がインフォメーションセンターとして機能することである。そう考えるならば、債務者が債権譲渡の通知を受け取り、債権譲渡があったことを知りうる状態になった時に、対第三者対抗要件を備えたというべきである。

したがって、2 通の通知が同時に到達した場合、債務者が債権譲渡のあったことを知りうる状態になった時点は同時であるので、どちらかが先に対第三者対抗要件を具備したとはいえない。

よって、B は、D からの通知があったことを理由に、C への債権 α の支払請求を拒むことはできない。

- 5 以上から、C の B に対する債権 α の支払請求は認められる。

第 2 設問 2 について

- 1 D の B に対する債権 α の支払請求は認められるか。
- 2 債務者対抗要件を具備するためには、譲渡人が債務者に通知しなければならない (467 条 1 項)。

本件では、譲渡人 A から委託を受けた D が代理人として B に通知しているが、判例は譲受人が譲渡人の代理人または使者として通知することを認めてい

↑

判例は、これにより

理由を要し